

中小企業者のための官公需確保対策等について

令和2年度 群馬県

群馬県の中小企業振興政策

①『群馬県中小企業憲章』 平成23年6月10日制定

中小企業を地域社会を支える重要な存在と捉え、中小企業振興の理念を示すもの。(※以下関連条項)

- 1 公正な取引環境の整備に努め、中小企業の果敢な挑戦を支援します。

②『群馬県小規模企業振興条例』 平成28年4月1日施行

小規模企業振興の基本理念、小規模企業支援の基本的施策等を示すもの。(※以下関連条項)

●(基本的施策)

第8条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業者が多いことを考慮した上で、小規模企業の活力の向上を図るため、小規模企業に対する次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 3 県等の物品、役務等の調達に関する受注の機会の増大等商品、役務等の需要の増進に資するための施策

③『群馬県産業振興基本計画』 ※新計画策定中(計画期間:令和3年度~令和5年度)

産業経済分野の最上位計画として、本県における産業振興の方向性を明確にしたもの。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既存産業の立て直し(事業継続に向けたきめ細かな支援など)
- 新たな成長機会の探求(県内企業のDX推進のための取組強化など)

「令和2年度中小企業者に対する発注拡大の方針」の概要

官公需における中小企業者の受注機会の増大や中小企業・小規模事業者の「働き方改革」への配慮等について、全庁を挙げてより効果的に推進するため、具体的な取組等の方針を定めるもの。

★ 県平均発注率目標値：**90%**(令和2年度)

<方針の柱：6項目>

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮
2. 適正な納期・工期・納入条件等の設定(「働き方改革」に対応する取組)
3. 事業継続が認められる中小企業・小規模事業者への配慮
4. 被災地域の中小企業・小規模事業者への配慮
5. 中小企業・小規模事業者への説明の徹底
6. その他の措置(国の基本方針に準じた対応)

令和2年度中小企業者に対する発注拡大の方針

令和2年10月
群馬県

庁内関係部局等は、平成23年6月10日付けで制定した群馬県中小企業憲章の趣旨及び新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、令和2年度の中小企業・小規模事業者向け県平均発注率の目標値を90.0%（金額ベース）とし、以下の措置を講ずることにより、全庁を挙げて中小企業・小規模事業者への発注に取り組む。併せて、中小企業・小規模事業者が受注できる分野の確保・拡大のため、県内企業への優先発注及び地元製品の優先使用に努める。

なお、本方針中「中小企業・小規模事業者」とは、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条で定義する中小企業者をいう。また、中小企業基本法第3条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含まないことに留意する。

1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、契約の着実な履行はもとより、特に以下の措置を講ずる。

(1) 納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後（前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努める。

(2) 最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更

契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成する。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応する。

2 適正な納期・工期・納入条件等の設定（「働き方改革」に対応する取組）

物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組に留意しつつ、予算の繰り越しや早期の発注等により、発注や納入時期の平準化や弾力化を図り、適正な納期・工期を設定する。

また、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努める。

3 事業継続が認められる中小企業・小規模事業者への配慮

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努める。

4 被災地域の中小企業・小規模事業者への配慮

近年頻発する記録的な豪雨等の自然災害を受け、被災地域における物件等の発注にあたっては、適切な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払、地域中小企業の適切な評価及び適切な予定価格の作成等に努める。

5 中小企業・小規模事業者への説明の徹底

物件等の発注にあたっては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格及び納入条件等、企業が必要とする情報について、漏れなく、具体的に仕様書等に明記することにより、十分説明に努める。

6 その他の措置

上記のほか、「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた対応を図る。

【参考】 中小企業・小規模事業者向け発注率の実績

	官公需契約実績額	うち中小企業者向け実績額	中小企業者向け発注比率
令和元年度	1,443億2,400万円	1,227億1,800万円	85.0%
平成30年度	1,210億8,300万円	974億1,300万円	80.5%